

京都市告示第141号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき  
固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定に  
より告示します。

平成17年4月1日

京都市北区長 坪内俊明  
(北区役所区民部固定資産税課)